八　**○経済産業省、国土交通省**
住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準等を廃止する告示　二一　282　一八
○経済産業省、国土交通省、環境省
一七六―一七七　特定特殊自動車の型式の届出があった件　一五　277　一
一八八　届出事業者の住所を変更した件　一五　277　三
二〇五―二〇九　少数生産車の型式を承認した件　一五　277　三
二〇六　承認事業者の氏名又は名称及び住所を変更した件　一五　277　五
二〇七　承認事業者の住所を変更した件　一五　277　五
二〇八―二〇九　少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件　一五　277　六
○経済産業省、環境省
一二　温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件　二七　287　一三
一三　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件　二七　287　一三
一四　温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件　二七　287　一五
○特　許　庁
一六　国際事務局に対する手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　六
一七　特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に対する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件　一　六
一八　登録調査機関の名称を変更する件　一六　四
一九　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件　二六　285　七二
二〇　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条の二、第二十三条の五及び第三十四条の四の規定に基づく電子計算機の技術的基準を定める件の一部を改正する件　二七　六
二一　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十三条第三号に規定する電子証明書を定める件の一部を改正する件　二七　六
二二　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第十条の二第二項ただし書に規定する特許庁長官が定める場合を定める件を廃止する件　二七　六
○国土交通省
一三七八―一三八二　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　一　六
一三八三　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　一　七
一三八四　信号符字を点附した件　一　七
一三八五　信号符字を取り消した件　一　七
一三八六　船舶国籍証書及び仮船舶国籍証書を無効とした件　一　七
一三八七　京都市歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　七
一三八八　奈良市歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　七
一三八九　鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　七
一三九〇　奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　八
一三九一　天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　九
一三九二　大津市歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　二〇
一三九三　明日香村歴史的風土保存計画の一部を変更する件　二　二一
一三九四　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　二　二二
一三九五　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　七　九
一三九六　地すべり防止区域を指定する件　七　九
一三九七　〃　七　一〇
一三九八―一三九九　船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件　七　八
一四〇〇　船舶安全法に基づく型式承認等をした件　九　六
一四〇一　都市計画法施行規則の規定により登録講習機関の登録事項の変更の届出があった件　九　六
一四〇二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　九　六
一四〇三　砂防法第二条の土地を指定する件　一二　七
一四〇四　航空法施行規則第二百九条の三第一項第一号ロ及び第二百三十六条第二号の航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な空域を定める告示　一二　八
一四〇五　船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示　一二　九
一四〇六―一四〇七　砂防法第二条の土地を指定する件　一三　九
一四〇八　八ッ場ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件　一三　一〇
一四〇九―一四一一　高速自動車国道に関する件　一四　七
一四一二　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　七
一四一三　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの一競走場当たりの年間開催日数及び年間開催回数並びに一施行者当たりの年間開催回数を定める告示を改正する件　一五　九
一四一四　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　四
一四一五―一四一六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　一六　五